

## 栗原市スポーツ少年団スポーツ指導者資格更新等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、栗原市スポーツ少年団に登録するスポーツ指導者の養成と資質の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象経費)

第2条 交付の対象となる経費は公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に定める指導者資格の初回の資格登録料及び更新登録料とし、5,000円を限度とする。ただし、栗原市スポーツ協会等が助成対象とする金額については、除外する。また、栗原市スポーツ少年団スポーツ指導者資格取得助成金との重複はできないものとする。

### (交付対象等)

第4条 交付の対象者は、栗原市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）に登録する指導者及び翌年度に指導者として登録予定の者（以下「指導者等」という。）とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする指導者等は、資格登録料の納入を証する書類を添えて、助成金交付申請書（第1号様式）を栗原市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

### (助成金交付の決定)

第6条 本部長は、前条の規定により助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについては、予算の範囲内において交付すべき助成金の額を決定するものとする。

### (助成金の交付)

第7条 本部長は、前条の規定による助成金の額の確定後、指導者等の属する単位団に対し助成金を交付する。

### (助成金交付の取消し等)

第8条 本部長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認められるときは、その決定を取り消し、又は交付金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

### (その他)

第13条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、本部長が決定するものとする。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## スポーツ指導者資格更新等助成金交付申請書

令和 年 月 日

栗原市スポーツ少年団本部長 殿

所属単位団名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

次のとおり助成金の交付を申請します。

指導者名				
指導者住所	〒 _____			
連絡先	電話	携帯		
指導資格 <small>該当部分に ☑のこと</small>	<input type="checkbox"/> スタートコーチ	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> コーチングアシスタント	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
	<input type="checkbox"/> コーチ1	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> コーチ2	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
	<input type="checkbox"/> コーチ3	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> コーチ4	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
	<input type="checkbox"/> 教師	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 上級教師	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
競技種目			登録番号	
費用	資格登録料 _____ 円			
領収書	資格登録料の納入を証する書類貼付(写し可)			